

5生福第2060号
5健第3671号
令和5年7月19日

高齢者施設・事業所等管理者様

福島県高齢福祉課長
福島県新型コロナウイルス感染症
対策事務局総括班長
(公印省略)

高齢者施設等における感染対策等について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、日頃より格段の御理解と御尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況は全国的に増加傾向が続いていることから、本県においても今後感染拡大が懸念されるため、引き続き基本的な感染防止対策等の徹底が重要となっております。

つきましては、下記について御留意のうえ、引き続き適切な御対応をお願いいたします。

記

1 適切な感染対策の継続

高齢者施設等では、重症化リスクが高い方が多く生活していることから、夏の感染拡大に備えマスク着用や換気、面会等において適切な感染対策の継続をお願いします。

詳細については、令和5年4月18日付厚生労働省事務連絡「高齢者施設等における感染対策等について」を御参照ください。

【事務連絡の県掲載ホームページ URL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kokureisyashisetsucovid19.html>
(福島県 HP トップページ>組織でさがす>保健福祉部 高齢福祉課>「新型コロナウイルスに係る高齢者施設等の情報はこちら」)

なお、本年4月に開催した県内高齢者施設等向け新型コロナウイルス感染症対策セミナーの研修動画を公開しておりますので、二次元コードを読み取りいただき御視聴ください。



2 適切な療養体制の整備

入所者に陽性者が発生した際に診断や治療に遅れが生じないように、入院を要さない感染者が施設内で適切に療養できる体制や、入院が必要な高齢者等が適切かつ確実に入院できる体制を確保するため、嘱託医や協力医療機関との連携強化、療養体制の整備が重要となりますので、改めて連携・連絡体制について再度確認をお願いいたします。

3 集中的検査の実施

- (1) 感染拡大地域等において幅広く検査を実施する必要がある場合、週2～3回程度実施してください。

- (2) 検査の実施件数について引き続き把握する必要があるため、一斉配布した検査キットを使用した際には、Web上の「福島県かんたん申請・報告システム」により報告をお願いします。



<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202200513>

※留意事項

- ①施設等において検査キットが不足する場合、まずは法人内の施設間で調整願います。それでも不足する場合は、希望に応じて県保管の在庫から追加配送しますので、上記3-(2)の「福島県かんたん申請・報告システム」により申し込んでください。
- ②全ての検査キットを使い切った後は、各法人・施設等において自己調達するようお願いいたします。
- ③一斉配布した検査キットの有効期限が到来するまで各法人・施設等において適切に管理していただくとともに、有効期限が到来した場合は、各法人・施設等において適切に廃棄願います。

4 感染者の迅速な報告について

- (1) 感染者が10名以上発生した場合など報告基準を満たした場合は、速やかに所管する各保健福祉事務所へ電話等により報告をお願いいたします。

なお、福島市、郡山市及びいわき市に所在する施設等については、各市が指定する方法での報告をお願いいたします。

詳細については、令和5年5月1日付け5生福第789号「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生に係る報告方法の改正について(通知)」を御覧ください。

- (2) 上記(1)の通知による報告条件に満たない場合であっても、施設内における感染対策に不安等がある場合には、所管する保健福祉事務所へ御相談ください。

【県通知文の掲載ホームページ URL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureizikohoukoku.html>

(福島県HPトップページ>組織でさがす>保健福祉部 高齢福祉課>高齢者施設等>高齢者施設等における事故及び感染症報告について)

5 院内・施設内患者発生時感染制御即応派遣事業について

新型コロナウイルス感染患者が発生した高齢者施設等への即応支援のため、感染制御の専門家で組織される「感染制御アドバイザー」や、医師・看護師・業務調整員で組織される「感染対策支援チーム」の派遣を行っています。

派遣を受ける施設における自己負担はありません。

派遣を希望する場合は、管轄の保健所に御相談ください。

6 応援職員派遣等支援事業について

高齢者施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより出勤が困難となった場合、職員が不足する施設等に他の施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供を継続するための支援事業を実施しております。

派遣を希望する場合は、一般社団法人福島県老人福祉施設協議会へ御相談ください。

(事務担当 高齢福祉課

電話 024-521-7163・7164

コロナ対策事務局総括班感染症企画チーム 電話 024-521-8583)